

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成20年4月1日
広域連合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）その他法令等に定めがあるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療について必要な事項を定めるものとする。

(障害認定の申請の却下通知)

第2条 所定の障害認定申請書により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第8条第1項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下「障害認定」という。）の申請があった場合において、審査等を行った結果、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）別表に定める程度の障害の状態にないことを確認したときは、所定の障害認定申請却下通知書により当該申請者に対し通知するものとする。

(認定証明書の交付)

第3条 住所の変更に係る施行規則第26条の規定による資格喪失の届出に際し、障害認定を受けた被保険者から当該障害認定に係る証明書の交付を受けるため、又は令第14条第4項の規定による広域連合の認定（以下「特定疾病認定」という。）を受けた被保険者から当該特定疾病認定に係る証明書の交付を受けるため、所定の証明書交付申請書により申請があったときは、当該被保険者に対し所定の認定証明書を交付するものとする。

(負担区分等証明書の交付)

第4条 住所の変更に係る施行規則第26条の規定による資格喪失の届出に際し、法第67条第1項の規定による一部負担金の支払の負担区分等に係る証明書の交付を受けようとする被保険者から所定の証明書交付申請書により申請があったときは、当該被保険者に対し所定の負担区分等証明書を交付するものとする。

(令第7条第3項の規定の適用の決定)

第5条 所定の基準収入額適用申請書により施行規則第32条の規定による令第7条第3項の規定の適用の申請があった場合において、審査等を行った結果、同項に該当することを確認したときは同項の規定を適用するものとし、同項に該当しないことを確認したときは所定の基準収入額適用申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(療養費の支給の決定)

第6条 所定の療養費支給申請書により施行規則第47条第1項の規定による療養費の支給の申請があった場合において、審査等を行った結果、療養費を支給することを決定したときは所定の後期高齢者医療給付支給決定通知書により、療養費を支給しないことを

決定したときは所定の後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、当該被保険者に対し通知するものとする。

(特定疾病認定の決定)

第7条 所定の特定疾病認定申請書により施行規則第62条第1項の規定による特定疾病認定の申請があった場合において、審査等を行った結果、令第14条第4項に規定する疾病にかかっていることを認定したときは当該被保険者に対し所定の特定疾病療養受療証を交付し、当該疾病にかかっていないことを確認したときは所定の特定疾病認定申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(限度額適用認定の決定)

第7条の2 所定の限度額適用認定申請書により施行規則第66条の2第1項の規定による限度額適用認定の申請があった場合において、審査等を行った結果、令第16条第1項第1号ハ又はニに掲げる場合に該当していると認めたときは当該被保険者に対し所定の限度額適用認定証を交付し、同号ハ又はニに掲げる場合に該当しないと認めたときは所定の限度額適用認定申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(限度額適用認定・標準負担額減額の決定)

第8条 所定の限度額適用・標準負担額減額認定申請書により施行規則第67条第1項の規定による限度額適用認定の申請があった場合において、審査等を行った結果、令第16条第1項第1号ホ又はヘに掲げる場合に該当していると認めたときは当該被保険者に対し所定の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付し、同号ホ又はヘに掲げる場合に該当しないと認めたときは所定の限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(葬祭費の支給の申請)

第9条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、所定の後期高齢者医療葬祭費支給申請書に当該被保険者に係る被保険者証及び当該被保険者の死亡を証する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(保険料の額の通知)

第10条 条例第16条の規定による保険料の額の通知は所定の後期高齢者医療保険料額決定通知書により、その額に変更があったときは所定の後期高齢者医療保険料額変更決定通知書により、当該納付義務者に対し通知するものとする。

2 特別徴収対象被保険者（法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。以下同じ。）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）について仮徴収（準用介護保険法第140条第1項又は第2項の規定に基づく特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収する場合の当該額の通知は、所定の後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書により当該特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

(保険料の減免等の決定)

第11条 所定の後期高齢者医療保険料減免等申請書により条例第17条第2項又は第18条第2項の規定による保険料の徴収猶予又は減免の申請があった場合において、審査等を行った結果、当該保険料について徴収猶予又は減免することを決定したときは所定

の後期高齢者医療保険料減免等決定通知書により、当該保険料について徴収猶予又は減免しないことを決定したときは所定の後期高齢者医療保険料減免等却下通知書により、当該被保険者に対し通知するものとする。

(被保険者の住所の変更に係る関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第12条 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村（広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 前2項の規定により算定した保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、被保険者が広域連合の区域内の異なった関係市町村の間において住所を変更した場合の被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、保険料の賦課額から第2項及び前項の規定により算定した保険料の額を控除した額とする。

(還付又は充当の報告等)

第13条 関係市町村は、過納又は誤納に係る保険料の徴収金を還付し、又は充当した場合においては、その旨を広域連合長に報告するものとする。

2 広域連合長は、前項の関係市町村の還付が当該年度前に賦課し徴収した保険料に係る還付金である場合は、当該関係市町村に対し、その還付金相当額を補てんするものとする。

3 広域連合長は、第1項の還付の際に関係市町村が還付加算金を加算したときは、当該関係市町村に対し、その還付加算金相当額を補てんするものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第13条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うこと

ができる。